

令和8年第1回君津市議会定例会

議案参考資料

令和8年2月17日

君 津 市

令和 8 年第 1 回君津市議会定例会議案参考資料目録

議案番号	資 料 名	頁
議案第 3 号	君津市学校給食費の管理に関する条例新旧対照表	1
議案第 4 号	君津市神門コミュニティセンターの指定管理者となる団体の概要	2
議案第 5 号	君津市貞元コミュニティセンターの指定管理者となる団体の概要	3
議案第 6 号	君津市松丘コミュニティセンターの指定管理者となる団体の概要	4
議案第 7 号	君津市南子安コミュニティセンターの指定管理者となる団体の概要	5
議案第 8 号	君津市亀山コミュニティセンターの指定管理者となる団体の概要	6
議案第 9 号	君津市小糸スポーツ広場の指定管理者となる団体の概要	7
議案第 10 号	きみつふるさと物産館の指定管理者となる団体の概要	8
議案第 11 号	君津市久留里観光交流センター久留里観光案内所の指定管理者となる団体の概要	9
議案第 18 号	君津市行政手続条例新旧対照表	10
議案第 19 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表	12
議案第 20 号	君津市公民館の設置及び管理に関する条例及び君津市地域交流センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表	13
議案第 21 号	君津市重度心身障害者（児）福祉手当支給条例新旧対照表	22
議案第 22 号	君津市精神障害者医療費給付条例新旧対照表	26
議案第 23 号	君津市国民健康保険税条例新旧対照表	29
議案第 24 号	君津市介護保険条例新旧対照表	42
議案第 25 号	君津市自然保護及び緑化の推進に関する条例新旧対照表	48
議案第 26 号	君津市清和地域拠点複合施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表	52
議案第 27 号	君津市火入れに関する条例新旧対照表	54

議案番号	資料名	頁
議案第28号	君津市火災予防条例新旧対照表	55
議案第29号	変更理由等（第2期君津地域広域廃棄物処理事業に係る変更契約）	57
議案第30号	市道認定路線図（蔵玉、丈六線）	58
議案第31号	市道変更路線図（蔵玉、中ノ代線）	58

君津市学校給食費の管理に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>附 則</p> <p><u>(令和8年2月1日から同年3月31日までの学校給食費の徴収に関する特例)</u></p> <p><u>4 令和8年2月1日から同年3月31日までの間に実施する学校給食に係る学校給食費については、第3条第1項の規定にかかわらず、給食実施小中学生の保護者からは徴収しない。</u></p>	<p>附 則</p>

君津市神門コミュニティセンターの指定管理者となる団体の概要

- 1 名 称 神門地域コミュニティ活動推進委員会
- 2 代 表 者 会長 芦家 正行
- 3 所 在 地 君津市人見1462番地41
- 4 設 立 日 昭和58年4月1日
- 5 目 的 等 市民相互の親睦、交流と地域コミュニティ活動を推進し、地域住民の連帯意識の向上と活力ある地域づくりを進めることを目的とする。
目的を達成するために次に掲げる事業を行う。
(1) 神門地域のコミュニティ活動の推進に関すること。
(2) 神門地域の福祉、文化、教育活動の推進に関すること。
(3) コミュニティセンターの管理運営に関すること。（「指定管理者」として指定を受けた場合。）
(4) その他、本会の目的達成に必要な事業。
- 6 構 成 員 委員41名

君津市貞元コミュニティセンターの指定管理者となる団体の概要

- 1 名 称 貞元地域コミュニティ活動推進委員会
- 2 代 表 者 会長 福原 和宏
- 3 所 在 地 君津市上湯江1287番地3
- 4 設 立 日 昭和57年7月1日
- 5 目 的 等 市民相互の親睦、交流と地域コミュニティ活動を推進し、地域住民の連帯意識の向上と活力ある地域づくりを進めることを目的とする。
目的を達成するため次に掲げる事業を行う。
(1) 貞元地域のコミュニティ活動の推進に関すること。
(2) 貞元地域の福祉、文化、教育活動の推進に関すること。
(3) コミュニティセンターの管理運営に関すること。（「指定管理者」として指定を受けた場合。）
(4) その他、本会の目的達成に必要な事業。
- 6 構 成 員 委員72人

君津市松丘コミュニティセンターの指定管理者となる団体の概要

- 1 名 称 松丘地域コミュニティ活動推進委員会
- 2 代 表 者 会長 池田 哲郎
- 3 所 在 地 君津市広岡 1 8 4 0 番地 1
- 4 設 立 日 平成 6 年 9 月 1 日
- 5 目 的 等 市民相互の親睦、交流と地域コミュニティ活動を推進し、地域住民の連帯意識の向上と活力ある地域づくりを進めることを目的とする。
目的を達成するため次に掲げる事業を行う。
(1) 松丘地域のコミュニティ活動の推進に関すること。
(2) 松丘地域の福祉、文化、教育活動の振興に関すること。
(3) コミュニティセンターの管理運営に関すること。（「指定管理者」として指定を受けた場合。）
(4) その他、本会の目的達成に必要な事業。
- 6 構 成 員 委員 3 7 人

君津市南子安コミュニティセンターの指定管理者となる団体の概要

- 1 名 称 南子安地域コミュニティ活動推進委員会
- 2 代 表 者 会長 榎本 義博
- 3 所 在 地 君津市南子安二丁目1番28号
- 4 設 立 日 平成8年7月1日
- 5 目 的 等 市民相互の親睦、交流と地域コミュニティ活動を推進し、地域住民の連帯意識の向上と活力ある地域づくりを進めることを目的とする。
目的を達成するため次に掲げる事業を行う。
 - (1) 南子安地域のコミュニティ活動の推進に関すること。
 - (2) 南子安地域の福祉、文化、教育活動の振興に関すること。
 - (3) コミュニティセンターの管理運営に関すること。（「指定管理者」として指定を受けた場合。）
 - (4) 「南子安地区古文書」の保存活用に関すること。
 - (5) その他、本会の目的達成に必要な事業。
- 6 構 成 員 委員12人

君津市亀山コミュニティセンターの指定管理者となる団体の概要

- 1 名 称 亀山地域コミュニティ活動推進委員会
- 2 代 表 者 会長 長田 和弘
- 3 所 在 地 君津市坂畑321番地1
- 4 設 立 日 平成15年9月28日
- 5 目 的 等 市民相互の親睦、交流と地域コミュニティ活動を推進し、地域住民の連帯意識の向上と活力ある地域づくりを進めることを目的とする。
目的を達成するため次に掲げる事業を行う。
 - (1) 亀山地域のコミュニティ活動の推進に関すること。
 - (2) 亀山地域の福祉、文化、教育活動の振興に関すること。
 - (3) コミュニティセンターの管理運営に関すること。（「指定管理者」として指定を受けた場合。）
 - (4) その他、本会の目的達成に必要な事業。
- 6 構 成 員 委員13人

君津市小糸スポーツ広場の指定管理者となる団体の概要

- 1 名 称 小糸レインボークラブ
- 2 代 表 者 会長 加藤 泰朗
- 3 所 在 地 君津市糸川 8 5 9 番地
- 4 設 立 日 平成 2 0 年 1 1 月 2 9 日
- 5 目 的 等 スポーツ活動等を通してスポーツを楽しみながら、健康体力の維持・向上、青少年健全育成、地域コミュニティーの実現に資すると共に、地域スポーツの普及振興に寄与することを目的とする。
目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 定期的なスポーツ活動の実施
 - (2) 会員親睦のための行事
 - (3) 地域住民のスポーツ・レクリエーション活動に関する援助
 - (4) 小糸スポーツ広場野球場の管理・運営に関する業務
 - (5) その他本クラブの目的達成のために必要な事業
- 6 構 成 員 会員 1 7 1 人

きみつふるさと物産館の指定管理者となる団体の概要

- 1 名 称 有限会社きみつふれあいの里
- 2 代 表 者 代表取締役 加藤 健吉
- 3 所 在 地 君津市笹 1 7 6 6 番地 3
- 4 設 立 日 平成 8 年 7 月 1 日
- 5 目 的 等 次の事業を営むことを目的とする。
 - (1) 農産物の生産、加工、販売
 - (2) 木炭の製造、販売
 - (3) 地域産業に関する商品の企画、立案、宣伝、並びに販売の斡旋
 - (4) 食品の販売店の経営
 - (5) 観光地及び観光施設の紹介
 - (6) 飲食店の経営
 - (7) 酒類及び煙草の販売
 - (8) 前各号に付帯する一切の業務
- 6 資本金の額 3 6 5 万円
- 7 従業員等 従業員 1 1 人

君津市久留里観光交流センター久留里観光案内所の指定管理者となる団体の概要

- 1 名 称 一般社団法人君津市観光協会
- 2 代 表 者 代表理事 川名 正志
- 3 所 在 地 君津市久保二丁目13番1号君津市役所内
- 4 設 立 日 平成30年3月8日
- 5 目 的 等 主に君津市及び周辺地域に有する観光資源並びに郷土の物産資源の発掘及びその振興を図ることによって、市民が誇りと愛着を持つ地域づくりと観光客並びに来訪者による交流人口の拡大によって、文化及び地域経済の活性化に寄与し地域社会の健全な発展を目的とする。
目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 観光情報の収集及び提供
 - (2) 観光資源の調査、研究及び開発
 - (3) 観光地の環境整備及び保全
 - (4) 観光並びに物産に関する各種イベントの実施及び支援
 - (5) 観光資源の宣伝、紹介及び観光客の誘致
 - (6) 地方公共団体等の委託を受けて行う観光事業及び観光施設の管理運営
 - (7) 観光及び物産に係る事業
 - (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業収益を前各号に規定する事業に充てるため次の収益事業を行う。
 - (1) 物産に係る物品販売・製造業
 - (2) 観光に係る物品貸付・請負・代理・駐車場業
 - (3) 観光及び物産に係る印刷出版業
 - (4) 観光に係る席貸・興行・遊戯所・遊覧所業
 - (5) 観光及び物産に係る飲食業
 - (6) 観光及び物産に係る酒類販売業
 - (7) その他全各号に付帯関連する一切の事業
- 6 構 成 員 団体会員 156 団体
個人会員 91 人

君津市行政手続条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合において、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」と</p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」と</p>

いう。)は、代理人を選任することができる。

2～4 省略

(続行期日の指定)

第22条 省略

2 省略

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「_____とき」とあるのは「_____とき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日)」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

いう。)は、代理人を選任することができる。

2～4 省略

(続行期日の指定)

第22条 省略

2 省略

3 第15条第3項_____の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項_____中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、_____「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた_____日の翌日)」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び_____第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号_____及び第4号」とあるのは「同条第3号_____」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正案			現 行		
別表（第2条、第4条）			別表（第2条、第4条）		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
省略			省略		
学校医・学校歯科医	1校当たり 年額 <u>125,000</u> 児童生徒 1人当 り 100	〃	学校医・学校歯科医	1校当たり 年額 <u>113,000</u> 児童生徒 1人当 り 100	〃
学校薬剤師	1校当たり 年額 <u>85,000</u>	〃	学校薬剤師	1校当たり 年額 <u>77,500</u>	〃
省略			省略		

君津市公民館の設置及び管理に関する条例及び君津市地域交流センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正案					現 行						
第1条 君津市公民館の設置及び管理に関する条例 別表第1 (第10条第1項)					第1条 君津市公民館の設置及び管理に関する条例 別表第1 (第10条第1項)						
名称	区分	使用時間				名称	区分	使用時間			
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
君津市君津中央公民館	多目的ホール	3,240円	4,320円	4,040円	8,090円	君津市君津中央公民館	多目的ホール	3,240円	4,320円	4,720円	9,440円
	ギャラリー	1,290円	1,720円	1,610円	3,230円		ギャラリー	1,290円	1,720円	1,880円	3,770円
	会議室101	800円	1,080円	1,000円	2,010円		会議室101	800円	1,080円	1,170円	2,350円
	会議室102	480円	640円	590円	1,200円		会議室102	480円	640円	690円	1,400円
	会議室103	480円	640円	590円	1,200円		会議室103	480円	640円	690円	1,400円
	会議室201A	480円	640円	590円	1,200円		会議室201A	480円	640円	690円	1,400円
	会議室201B	800円	1,080円	1,000円	2,010円		会議室201B	800円	1,080円	1,170円	2,350円
	会議室202	800円	1,080円	1,000円	2,010円		会議室202	800円	1,080円	1,170円	2,350円
	会議室203	480円	640円	590円	1,200円		会議室203	480円	640円	690円	1,400円

会議室 301	480円	640円	590円	1,200円
会議室 302	480円	640円	590円	1,200円
和室1	480円	640円	590円	1,200円
和室2	800円	1,080円	1,000円	2,010円
工芸室	1,290円	1,720円	1,610円	3,230円
調理室	1,290円	1,720円	1,610円	3,230円
貞元分館	480円	640円	590円	1,200円
君津市八重原公民館 レクリエーションホール	2,590円	3,450円	3,230円	6,480円
大会議室	1,290円	1,720円	1,610円	3,230円
小会議室	480円	640円	590円	1,200円
講座室	1,290円	1,720円	1,610円	3,230円
茶室	1,290円	1,720円	1,610円	3,230円
研修室	800円	1,080円	1,000円	2,010円

会議室 301	480円	640円	690円	1,400円
会議室 302	480円	640円	690円	1,400円
和室1	480円	640円	690円	1,400円
和室2	800円	1,080円	1,170円	2,350円
工芸室	1,290円	1,720円	1,880円	3,770円
調理室	1,290円	1,720円	1,880円	3,770円
貞元分館	480円	640円	690円	1,400円
君津市八重原公民館 レクリエーションホール	2,590円	3,450円	3,770円	7,560円
大会議室	1,290円	1,720円	1,880円	3,770円
小会議室	480円	640円	690円	1,400円
講座室	1,290円	1,720円	1,880円	3,770円
茶室	1,290円	1,720円	1,880円	3,770円
研修室	800円	1,080円	1,170円	2,350円

	工芸室	1, 290 円	1, 720 円	1, 610 円	3, 230 円
	ギャラリー	1, 290 円	1, 720 円	1, 610 円	3, 230 円
	調理実習室	1, 290 円	1, 720 円	1, 610 円	3, 230 円
君津市周 西公民館	ホール	2, 590 円	3, 450 円	3, 230 円	6, 480 円
	会議室 1	480円	640円	590円	1, 200 円
	会議室 2	480円	640円	590円	1, 200 円
	会議室 3	480円	640円	590円	1, 200 円
	会議室 4	480円	640円	590円	1, 200 円
	会議室 5	480円	640円	590円	1, 200 円
	調理室	1, 290 円	1, 720 円	1, 610 円	3, 230 円
	和室 1	480円	640円	590円	1, 200 円
	和室 2	480円	640円	590円	1, 200 円
君津市周 南公民館	講堂	2, 260 円	2, 980 円	2, 820 円	5, 660 円
	第1研修室	480円	640円	590円	1, 200 円

	工芸室	1, 290 円	1, 720 円	1, 880 円	3, 770 円
	ギャラリー	1, 290 円	1, 720 円	1, 880 円	3, 770 円
	調理実習室	1, 290 円	1, 720 円	1, 880 円	3, 770 円
君津市周 西公民館	ホール	2, 590 円	3, 450 円	3, 770 円	7, 560 円
	会議室 1	480円	640円	690円	1, 400 円
	会議室 2	480円	640円	690円	1, 400 円
	会議室 3	480円	640円	690円	1, 400 円
	会議室 4	480円	640円	690円	1, 400 円
	会議室 5	480円	640円	690円	1, 400 円
	調理室	1, 290 円	1, 720 円	1, 880 円	3, 770 円
	和室 1	480円	640円	690円	1, 400 円
	和室 2	480円	640円	690円	1, 400 円
君津市周 南公民館	講堂	2, 260 円	2, 980 円	3, 300 円	6, 610 円
	第1研修室	480円	640円	690円	1, 400 円

					円
	第2研修室	480円	640円	590円	1,200円
					円
	第1会議室	480円	640円	590円	1,200円
					円
	第2会議室	480円	640円	590円	1,200円
					円
	小会議室	480円	640円	590円	1,200円
					円
	調理実習室	1,290円	1,720円	1,610円	3,230円
君津市小糸公民館	講堂	2,590円	3,450円	3,230円	6,480円
					円
	第1会議室	480円	640円	590円	1,200円
					円
	第2会議室	1,290円	1,720円	1,610円	3,230円
					円
	講義室	800円	1,080円	1,000円	2,010円
					円
	和室1	480円	640円	590円	1,200円
					円
	和室2	480円	640円	590円	1,200円
					円
	児童室	480円	640円	590円	1,200円
					円
	研修室	800円	1,080円	1,000円	2,010円
					0円

					円
	第2研修室	480円	640円	690円	1,400円
					円
	第1会議室	480円	640円	690円	1,400円
					円
	第2会議室	480円	640円	690円	1,400円
					円
	小会議室	480円	640円	690円	1,400円
					円
	調理実習室	1,290円	1,720円	1,880円	3,770円
君津市小糸公民館	講堂	2,590円	3,450円	3,770円	7,560円
					円
	第1会議室	480円	640円	690円	1,400円
					円
	第2会議室	1,290円	1,720円	1,880円	3,770円
					円
	講義室	800円	1,080円	1,170円	2,350円
					円
	和室1	480円	640円	690円	1,400円
					円
	和室2	480円	640円	690円	1,400円
					円
	児童室	480円	640円	690円	1,400円
					円
	研修室	800円	1,080円	1,170円	2,350円
					円

君津市清和公民館	工芸室	1,290円	1,720円	1,610円	3,230円
	調理実習室	1,290円	1,720円	1,610円	3,230円
	体育館	3,750円	5,000円	4,610円	9,370円
	会議室1	1,320円	1,760円	1,620円	3,300円
	会議室2	480円	640円	590円	1,200円
	会議室3	990円	1,320円	1,210円	2,470円
	和室	480円	640円	590円	1,200円
	多目的室	990円	1,320円	1,210円	2,470円
	音楽研修室	1,320円	1,760円	1,620円	3,300円
	工芸室	420円	560円	510円	1,050円
調理室	1,320円	1,760円	1,620円	3,300円	
君津市小櫃公民館	講堂	2,590円	3,450円	3,230円	6,480円
	会議室	800円	1,080円	1,000円	2,010円
	和室1	480円	640円	590円	1,200円

君津市清和公民館	工芸室	1,290円	1,720円	1,880円	3,770円
	調理実習室	1,290円	1,720円	1,880円	3,770円
	体育館	3,750円	5,000円	5,380円	10,940円
	会議室1	1,320円	1,760円	1,890円	3,850円
	会議室2	480円	640円	690円	1,400円
	会議室3	990円	1,320円	1,420円	2,890円
	和室	480円	640円	690円	1,400円
	多目的室	990円	1,320円	1,420円	2,890円
	音楽研修室	1,320円	1,760円	1,890円	3,850円
	工芸室	420円	560円	600円	1,230円
調理室	1,320円	1,760円	1,890円	3,850円	
君津市小櫃公民館	講堂	2,590円	3,450円	3,770円	7,560円
	会議室	800円	1,080円	1,170円	2,350円
	和室1	480円	640円	690円	1,400円

					円
	和室2	480円	640円	590円	1,200円
					円
	第1研修室	480円	640円	590円	1,200円
					円
	第2研修室	480円	640円	590円	1,200円
					円
	講義室	800円	1,080円	1,000円	2,010円
					円
	茶室	480円	640円	590円	1,200円
					円
	調理実習室	1,290円	1,720円	1,610円	3,230円
					円
君津市上総公民館	多目的ホール	3,240円	4,320円	4,040円	8,090円
					円
	ふれあいホール	1,290円	1,720円	1,610円	3,230円
					円
	会議室1	800円	1,080円	1,000円	2,010円
					円
	会議室2	800円	1,080円	1,000円	2,010円
					円
	小会議室1	480円	640円	590円	1,200円
					円
	小会議室2	480円	640円	590円	1,200円
					円
	和室	480円	640円	590円	1,200円
					円

					円
	和室2	480円	640円	690円	1,400円
					円
	第1研修室	480円	640円	690円	1,400円
					円
	第2研修室	480円	640円	690円	1,400円
					円
	講義室	800円	1,080円	1,170円	2,350円
					円
	茶室	480円	640円	690円	1,400円
					円
	調理実習室	1,290円	1,720円	1,880円	3,770円
					円
君津市上総公民館	多目的ホール	3,240円	4,320円	4,720円	9,440円
					円
	ふれあいホール	1,290円	1,720円	1,880円	3,770円
					円
	会議室1	800円	1,080円	1,170円	2,350円
					円
	会議室2	800円	1,080円	1,170円	2,350円
					円
	小会議室1	480円	640円	690円	1,400円
					円
	小会議室2	480円	640円	690円	1,400円
					円
	和室	480円	640円	690円	1,400円
					円

工芸室	1, 290 円	1, 720 円	1, 610 円	3, 230 円
調理室	1, 290 円	1, 720 円	1, 610 円	3, 230 円
松丘分館	480円	640円	590円	1, 200 円
亀山分館	480円	640円	590円	1, 200 円

備考 省略

第2条 君津市地域交流センターの設置及び管理に関する条例

別表(第6条)

名称	区分	使用時間			
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
君津市生涯学習交流センター	多目的ホール	3, 240 円	4, 320 円	4, 040 円	8, 090 円
	ギャラリー	1, 290 円	1, 720 円	1, 610 円	3, 230 円
	会議室 101	800円	1, 080 円	1, 000 円	2, 010 円
	会議室 102	480円	640円	590円	1, 200 円
	会議室 103	480円	640円	590円	1, 200 円
	会議室	480円	640円	590円	1, 200 円

工芸室	1, 290 円	1, 720 円	1, 880 円	3, 770 円
調理室	1, 290 円	1, 720 円	1, 880 円	3, 770 円
松丘分館	480円	640円	690円	1, 400 円
亀山分館	480円	640円	690円	1, 400 円

備考 省略

第2条 君津市地域交流センターの設置及び管理に関する条例

別表(第6条)

名称	区分	使用時間			
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
君津市生涯学習交流センター	多目的ホール	3, 240 円	4, 320 円	4, 720 円	9, 440 円
	ギャラリー	1, 290 円	1, 720 円	1, 880 円	3, 770 円
	会議室 101	800円	1, 080 円	1, 170 円	2, 350 円
	会議室 102	480円	640円	690円	1, 400 円
	会議室 103	480円	640円	690円	1, 400 円
	会議室	480円	640円	690円	1, 400 円

	201A				円
	会議室	800円	1,080円	1,000円	2,010円
	201B				円
	会議室	800円	1,080円	1,000円	2,010円
	202				円
	会議室	480円	640円	590円	1,200円
	203				円
	会議室	480円	640円	590円	1,200円
	301				円
	会議室	480円	640円	590円	1,200円
	302				円
	和室1	480円	640円	590円	1,200円
	和室2	800円	1,080円	1,000円	2,010円
	工芸室	1,290円	1,720円	1,610円	3,230円
	調理室	1,290円	1,720円	1,610円	3,230円
君津市上総地域交流センター	多目的ホール	3,240円	4,320円	4,040円	8,090円
	ふれあいホール	1,290円	1,720円	1,610円	3,230円
	会議室1	800円	1,080円	1,000円	2,010円
	会議室2	800円	1,080円	1,000円	2,010円

	201A				円
	会議室	800円	1,080円	1,170円	2,350円
	201B				円
	会議室	800円	1,080円	1,170円	2,350円
	202				円
	会議室	480円	640円	690円	1,400円
	203				円
	会議室	480円	640円	690円	1,400円
	301				円
	会議室	480円	640円	690円	1,400円
	302				円
	和室1	480円	640円	690円	1,400円
	和室2	800円	1,080円	1,170円	2,350円
	工芸室	1,290円	1,720円	1,880円	3,770円
	調理室	1,290円	1,720円	1,880円	3,770円
君津市上総地域交流センター	多目的ホール	3,240円	4,320円	4,720円	9,440円
	ふれあいホール	1,290円	1,720円	1,880円	3,770円
	会議室1	800円	1,080円	1,170円	2,350円
	会議室2	800円	1,080円	1,170円	2,350円

小会議室1	480円	640円	<u>590円</u>	<u>1,200</u> 円
小会議室2	480円	640円	<u>590円</u>	<u>1,200</u> 円
和室	480円	640円	<u>590円</u>	<u>1,200</u> 円
工芸室	1,290 円	1,720 円	<u>1,610</u> 円	<u>3,230</u> 円
調理室	1,290 円	1,720 円	<u>1,610</u> 円	<u>3,230</u> 円

備考 省略

小会議室1	480円	640円	<u>690円</u>	<u>1,400</u> 円
小会議室2	480円	640円	<u>690円</u>	<u>1,400</u> 円
和室	480円	640円	<u>690円</u>	<u>1,400</u> 円
工芸室	1,290 円	1,720 円	<u>1,880</u> 円	<u>3,770</u> 円
調理室	1,290 円	1,720 円	<u>1,880</u> 円	<u>3,770</u> 円

備考 省略

君津市重度心身障害者（児）福祉手当支給条例新旧対照表

改正案	*現 行
<p style="text-align: center;"><u>君津市重度心身障害者福祉手当支給条例</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>重度心身障害者</u>又はその介護者に福祉手当（以下「手当」という。）を支給することにより、在宅介護の支援と福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「<u>重度心身障害者</u>」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) <u>身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表（以下「等級表」という。）に定める1級から6級までの身体障害者であって、居宅において、おおむね継続して6月以上常に臥床し、食事、入浴、排便等日常生活のほとんどに介護を要する20歳以上65歳未満のもの</u></p> <p>(2) <u>20歳以上で千葉県知事が交付する療育手帳の程度が㉔の1、㉔の2、㉔、Aの1又はAの2と判定された在宅の知的障害者</u></p> <p>(3) <u>20歳以上で知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所により、知的障害の程度が重度と判定された在宅の知的障害者</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>君津市重度心身障害者（児）福祉手当支給条例</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>重度の心身障害者（児）</u>又はその介護者に福祉手当（以下「手当」という。）を支給することにより、在宅介護の支援と福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>ねたきり身体障害者（児）</u> <u>身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表（以下「等級表」という。）に定める1級から6級までの身体障害者（児）であって、居宅において、おおむね継続して6月以上常に臥床し、食事、入浴、排便等日常生活のほとんどに介護を要する者をいう。</u></p> <p>(2) <u>重度身体障害者（児）</u> <u>等級表に定める1級又は2級の身体障害者（児）であって、前号に該当しない者をいう。</u></p> <p>(3) <u>重度知的障害者（児）</u> <u>次のア又はイのいずれかに該当する者をいう。</u></p>

2 この条例において「介護者」とは、重度心身障害者と同居する家族で、日常生活の介護を行っているものをいう。

(支給対象)

第3条 手当は、本市に住所を有する重度心身障害者 又はその介護者に支給する。

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、重度心身障害者が次のいずれかに該当するときは、手当を支給しない。

- (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給を受けているとき
- (2) 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条に規定する福祉手当の支給を受けているとき

ア 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所が判定した知的障害者（児）（イにおいて「知的障害者（児）」という。）のうち知能指数が35以下である者

イ 知的障害者（児）のうち知能指数が36から50までの者であつて、かつ、等級表に定める1級から3級までの身体障害者（児）のうち視覚障害、聴覚障害又は肢体の不自由を有するもの

(4) 重度の心身障害者（児） 前3号に規定する者をいう。

(5) 介護者 重度の心身障害者（児）と同居の家族で日常生活の介護に当たっている者をいう。

(支給対象)

第3条 手当は、本市に住所を有する重度の心身障害者（児） 又はその介護者に支給する。

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条に規定する福祉手当受給者には支給しない。

(3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第18条の規定による保険給付（当該年度を通算して7日以内の短期入所生活介護及び短期入所療養介護の利用を除く。）を受けているとき

（手当の額及び支給方法）

第6条 手当の額は、重度心身障害者1人につき、月額8,650円とする。

（手当の額及び支給方法）

第6条 手当の額は、重度の心身障害者（児）1人につき、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額をそれぞれ支給する。

(1) 次に掲げる者 月額8,650円

ア ねたきり身体障害者（児）のうちその年齢が20歳から64歳までの者

イ 重度知的障害者（児）のうちその年齢が20歳以上の者

(2) 次に掲げる者 月額5,000円

ア ねたきり身体障害者（児）のうちその年齢が20歳未満の者

イ 重度身体障害者（児）のうち等級表に定める1級の者

ウ 重度知的障害者（児）のうちその年齢が20歳未満の者

(3) 重度身体障害者（児）のうち等級表に定める2級の者 月額2,000円

2 前項第1号ア又はイに掲げる者であつて、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの手当の額は、前項第1号の規定にかかわらず、月額5,000円とする。

(1) その年度において、介護保険法（平成9年法律第123号）第18条に規定する保険給付を受けた者

(2) 前項第1号ア若しくはイに掲げる者又はその配偶者若しくは民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で生計を同じくするもの前年の所得（1月から7月にあつては前々年の所得）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、

2 省略

3 省略

(支給の制限)

第7条 市長は、重度心身障害者又はその配偶者若しくは民法（明治29年法律第89号）に規定する扶養義務者で生計を同じくするものの前年の所得が、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、規則で定める額を超えるときは、その年の8月から翌年の7月までの手当を支給しないものとする。

2 市長は、手当の支給を受けている者（以下「受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、手当の額の全部又は一部を支給しないものとする。

(1) 介護者が重度心身障害者の介護を怠っていると認められるとき（受給者が介護者の場合に限る。）

(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき

規則で定める額を超えるもの

3 省略

4 省略

(支給の制限)

第7条 市長は、手当の支給を受けている者（以下「受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、手当の額の全部又は一部を支給しないものとする。

(1) 介護者が重度の心身障害者（児）の介護を怠っていると認められるとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

君津市精神障害者医療費給付条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、精神障害者に対し<u>入院治療に係る医療費</u>を給付することにより、<u>経済的援護をするとともに精神障害者の福祉の増進を図る</u>ことを目的とする。</p> <p>(給付の対象者)</p> <p>第3条 この条例により、医療費の給付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) <u>本市の住民基本台帳に引き続き1年以上記録されている者</u></p> <p>(2) <u>規則で定める医療保険各法に基づく被保険者及び被扶養者</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、精神障害者に対し_____医療費を給付することにより、<u>経済的援護をするとともに完全な治療を図り、社会復帰を促進する</u>ことを目的とする。</p> <p>(給付の対象者)</p> <p>第3条 この条例により、医療費の給付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第24項に規定する自立支援医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療に限る。）を受けている者又は精神疾患により入院している者</u></p> <p>(2) <u>医療機関等において、精神障害の治療のため1月以上にわたり治療を受け医療費を支払っている精神障害者であつて、次のいずれかに該当するもの</u></p> <p>ア <u>本市の住民基本台帳に引き続き1年以上記録されている者であつて、規則で定める医療保険各法に基づく被保険者及び被扶養者であるもの</u></p> <p>イ <u>本市以外の市町村の住民基本台帳に記録されている者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定により、本市が行う国民健康保険の被保険者に引き続き1年以上なっているもの</u></p> <p>ウ <u>本市の区域外に設置されている学校教育法（昭和22年法律</u></p>

(3) 精神疾患により医療機関に入院している者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、対象者としな

(1) ～(2) 省略

(3) 君津市重度心身障害者の医療費助成に関する条例（昭和48年君津市条例第51号）に基づく医療費の助成を受けることができる者

(4) 省略

(5) 子ども医療費の助成を受けることができる者

附 則

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

第26号) 第17条第1項及び第2項に規定する学校に就学している者であって、その者の保護者が本市の住民基本台帳に引き続き1年以上記録されているもの

エ 本市の区域外に設置されている障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設に入所している者であって、当該施設に入所する直前に本市の住民基本台帳に引き続き1年以上記録されているもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、対象者としな

(1) ～(2) 省略

(3) 君津市重度心身障害者の医療費助成に関する条例（昭和48年君津市条例第51号）の規定の適用を受けている者

(4) 省略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

(給付の対象者の特例)

2 次の各号のいずれにも該当する者については、第3条第2項第3号の規定は、適用しない。

(1) 令和2年7月31日までに第4条の規定による受給資格の認定を受けた者

(2) 令和2年7月31日までに精神保健及び精神障害者福祉に関す

る法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項の表の1級の障害のあるもの

君津市国民健康保険税条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>、</u> <u>介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) ～(3) 省略</p> <p>(4) <u>子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</u></p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>及び</u> <u>介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) ～(3) 省略</p>

2～4 省略

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法

第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の7.47を乗じて算定する。

2 省略

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.12を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

第8条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について13,000円とする。

（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）

第9条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る

2～4 省略

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の7.43を乗じて算定する。

2 省略

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の1.98を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

第8条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について12,000円とする。

（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）

第9条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る

基礎控除後の総所得金額等に100分の2.17を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第10条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について11,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第10条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.26を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第10条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,800円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第10条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

(国民健康保険税の減額)

第22条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

基礎控除後の総所得金額等に100分の1.94を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第10条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について10,000円とする。

(国民健康保険税の減額)

第22条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア～イ 省略

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 9, 100円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 7, 700円

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア～イ 省略

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 8, 400円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 7, 000円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～イ 省略

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 6,500円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5,500円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～イ 省略

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～イ 省略

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 6,000円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5,000円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～イ 省略

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主

を除く。) 1人について 2, 600円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 2, 200円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 省略

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1, 950円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 3, 250円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 5, 200円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6, 500円

3 省略

附 則

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特

を除く。) 1人について 2, 400円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 2, 000円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 省略

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1, 800円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 3, 000円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4, 800円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6, 000円

3 省略

附 則

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特

定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第7条、第9条、第10条の2及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第7条、第9条、第10条の2及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金

定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第7条、第9条_____及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第7条、第9条_____及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金

額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第9条、第10条の2及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第9条、第10条の2及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の

額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第9条_____及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第9条_____及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の

金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条、第10条の2及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条、第10条の2及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の

金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条_____及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条_____及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の

3 第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条、第10条の2及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第22条第1項において「特例適用利子等の額」という。))の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第22条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

3 第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条_____及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第22条第1項において「特例適用利子等の額」という。))の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第22条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条、第10条の2及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第22条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第22条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条、第10条の2及び第22条の規定の適用については、第3条第1項

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条_____及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第22条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第22条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条_____及び第22条の規定の適用については、第3条第1項

中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条、第10条の2及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは

中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条_____及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは

「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第22条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

君津市介護保険条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>附 則</p> <p><u>（令和８年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）</u></p> <p><u>第１１条 第１号被保険者（令和８年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有する者（同法第２９４条第３項の規定により本市の住民基本台帳に記録されているとみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第１項において同じ。）のうち、令和７年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第２８条第１項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が５５１，０００円以上６５１，０００円未満である者に限る。）の令和８年度における保険料率の算定についての第３条第１項（第６号ア、第７号ア、第８号ア、第９号ア、第１０号ア、第１１号ア、第１２号ア、第１３号ア、第１４号ア、第１５号ア及び第１６号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第６号ア中「地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２９２条第１項第１３号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第３３条の４第１項若しくは第２項、第３４条第１項、第３４条の２第１項、第３４条の３第１項、第３５条第１項、第３５条の２第１項、第３５条の３第１項又は第３６条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第２２条の２第２項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは「合計所得金額（地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２９２条第１項第１３号に規定する合計所得金額</u></p>	<p>附 則</p>

をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合に

は、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零の場合には、零とする。以下同じ。) 」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とあるのは「合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から当該給

与等の収入金額を所得税法の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零の場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第12条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されているものとみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていないものであって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合

計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5より当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村税が課されていない者であつて、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い君津市税条例（昭和45年君津市条例第27号）第24条第2項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い君津市税条例第24

条第2項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い君津市税条例第24条第2項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5より当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる場合に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村税が課されている者とみなす。

(延滞金の割合等の特例)

第13条 省略

(君津市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の廃止)

第14条 省略

(改正法附則第3条第1項の条例で定める日)

第15条 省略

(介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置)

第16条 省略

(延滞金の割合等の特例)

第11条 省略

(君津市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の廃止)

第12条 省略

(改正法附則第3条第1項の条例で定める日)

第13条 省略

(介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置)

第14条 省略

君津市自然保護及び緑化の推進に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
	<p><u>(自然保護地区の指定)</u></p> <p><u>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するもののうち自然的、社会的諸条件からみて、その地区における自然環境を保護することが特に必要なものを自然保護地区（以下「保護地区」という。）として指定することができる。</u></p> <p><u>(1) 郷土的又は歴史的特色のある自然環境を有し、その面積が規則で定めるもの</u></p> <p><u>(2) 良好な緑地を有し、その面積が規則で定めるもの</u></p> <p><u>(3) 前各号に定めるもののほか、学術上貴重な動植物の生息地又は群落地</u></p> <p><u>(保存樹木の指定)</u></p> <p><u>第6条 市長は、良好な環境を確保するため又は美観風致を維持するため必要があると認めるときは、別に定める基準に該当する樹木又は樹林を保存樹木（以下「保存樹木等」という。）として指定することができる。</u></p> <p><u>(同意等)</u></p> <p><u>第7条 市長は、前2条の指定を行うときは、あらかじめ土地所有者、地上権者、小作権者、永小作権者及び賃借権者（以下「土地所有者等」という。）の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>2 次の各号に掲げるものには、前2条の規定は適用しない。</u></p> <p><u>(1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項、第110条第1項又は第182条第2項の規定により指定された又は仮指定された樹木又は樹林</u></p> <p><u>(2) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条の規定により指定された保安林</u></p>

(3) 国又は地方公共団体の所有又は管理に係る土地

(公告)

第8条 市長は、保護地区及び保存樹木等の指定をしたときは、公告するとともに、その旨を土地所有者等に通知しなければならない。

(保護義務)

第9条 土地所有者等は、保護地区及び保存樹木等について枯損の防止及びその保存に努めなければならない。

2 何人も、保護地区及び保存樹木等が大切に保存されるように協力しなければならない。

(行為の届出等)

第10条 市が指定した保護地区及び保存樹木等の存する土地において次の行為をしようとする者は、あらかじめ市長にその旨を届出なければならない。

(1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること

(2) 宅地の造成その他土地の形質の変更

(3) 木竹の伐採

(4) 土石類の採取

(5) 水面の埋め立て又は干拓

(6) 動植物の捕かく又は採取

2 市長は、前項の規定による届出があった場合において当該保護地区及び保存樹木等のため必要があると認めるときは、届出をした者に対して、条件を附することができる。

3 次の各号に掲げる行為については、第1項の規定は、適用しない。

(1) 自然保護事業の執行として行う行為

(2) 通常の管理行為、軽易な行為であって規則で定めるもの

(緑化協定)

第5条 省略

(3) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(原状回復命令等)

第11条 市長は、前条の規定による届出をしなかった者又は虚偽の届出をした者に対し、必要な限度において原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合は、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(立入調査)

第12条 市長は、この条例の施行に関し必要な限度において、保護地区及び保存樹木等の存する地区内に、その職員を立ち入らせ状況を調査させることができる。

(指定の解除)

第13条 市長は、保護地区及び保存樹木等が第5条又は第6条で定める基準に該当しなくなったときは、その指定を解除することができる。

(緑化協定)

第14条 省略

(財政上の措置)

第15条 市長は、自然保護及び緑化の推進に関し必要があると認めるときは、予算の範囲内で当該費用の一部を補助することができる。

(土地の買入れ等)

第16条 市長は、生活環境上特に必要があると認めるときは、保護地区の土地を買入れ、又は借り受ける等の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、前項の規定により買入れ、又は借り受けた土地については、この条例の目的に従って適切に管理するものとする。

(委任)

第6条 省略

*附則第2項関係 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例

別表(第2条、第4条)

区分	報酬の額	旅費の額
省略		
放置自動車廃物判定委員会委員	7,700	〃
空家等審議会会長	8,600	〃
省略		

(自然保護審議会の設置)

第17条 市に自然保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて保護地区及び保存樹木等の指定について審議するほか、自然保護及び緑化の推進に関する重要事項を調査審議するものとする。

(組織)

第18条 審議会の委員の定数は、10名以内とする。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(罰則)

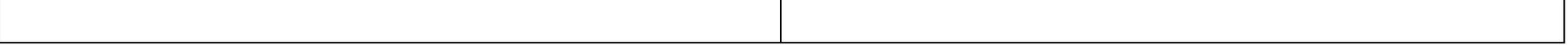
第19条 第11条の規定による命令にしたがわない者は、5万円以下の罰金に処する。

(委任)

第20条 省略

別表(第2条、第4条)

区分	報酬の額	旅費の額
省略		
放置自動車廃物判定委員会委員	7,700	〃
自然保護審議会会長	8,600	〃
自然保護審議会委員	7,700	〃
空家等審議会会長	8,600	〃
省略		



君津市清和地域拠点複合施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正案	現 行																
<p>(開館時間)</p> <p>第8条 <u>地域活性化センターの開館時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>コワーキングスペース及び交流スペース 午前9時から午後5時まで</u></p> <p>(2) <u>ワークスペース 24時間</u></p> <p>2 省略</p> <p>(休館日)</p> <p>第9条 <u>地域活性化センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、ワークスペースについては、休館日を設けないものとする。</u></p> <p>(1) ～(2) 省略</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、市長は必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。</u></p> <p>別表(第11条)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コワーキングスペース(2部屋・各16区画)</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>交流スペース</td> <td>1時間につき150円</td> </tr> <tr> <td>ワークスペース(3部屋)</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 省略</p> <p>2 <u>交流スペースの使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として算定するものとする。</u></p>	区分	使用料	コワーキングスペース(2部屋・各16区画)	省略	交流スペース	1時間につき150円	ワークスペース(3部屋)	省略	<p>(開館時間)</p> <p>第8条 <u>地域活性化センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、日曜日の閉館時刻は午後5時とする。</u></p> <p>2 省略</p> <p>(休館日)</p> <p>第9条 <u>地域活性化センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長は必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。</u></p> <p>(1) ～(2) 省略</p> <p>別表(第11条)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コワーキングスペース(2部屋・各16区画)</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>交流スペース</td> <td>1月につき56,250円</td> </tr> <tr> <td>ワークスペース(3部屋)</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 省略</p>	区分	使用料	コワーキングスペース(2部屋・各16区画)	省略	交流スペース	1月につき56,250円	ワークスペース(3部屋)	省略
区分	使用料																
コワーキングスペース(2部屋・各16区画)	省略																
交流スペース	1時間につき150円																
ワークスペース(3部屋)	省略																
区分	使用料																
コワーキングスペース(2部屋・各16区画)	省略																
交流スペース	1月につき56,250円																
ワークスペース(3部屋)	省略																

3 _____ワークスペースの使用期間に1月未満の端数があるときは、これを1月として算定するものとする。

4 省略

2 交流スペース及びワークスペースの使用期間に1月未満の端数があるときは、これを1月として算定するものとする。

3 省略

君津市火入れに関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であつても、<u>強風注意報若しくは乾燥注意報が発表された場合又は林野火災に関する注意報若しくは火災警報が発令された場合には</u>、火入れを行つてはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によつて他に延焼するおそれがあると認められる<u>場合、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表された場合又は林野火災に関する注意報若しくは火災警報が発令された場合には</u>、速やかに消火しなければならない。</p>	<p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であつても、強風注意報、<u>乾燥注意報又は</u> <u>火災警報が発令された場合には</u>、火入れを行つてはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によつて他に延焼するおそれがあると認められる<u>とき又は強風注意報、乾燥注意報</u> <u>若しくは火災警報が発令されたときには</u>、速やかに消火しなければならない。</p>

君津市火災予防条例新旧対照表

改正案	現 行
<p><u>(簡易サウナ設備)</u></p> <p><u>第7条の2 簡易サウナ設備 (屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室 (サウナ室のうちテントを活用したものをいう。) 又はバレル型サウナ室 (サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。) に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。) の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p><u>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p><u>(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条 (第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。) 及び第5条第1項の規定を準用する。</u></p> <p><u>(一般サウナ設備)</u></p> <p><u>第7条の3 一般サウナ設備 (簡易サウナ設備以外のサウナ設備 (サウナ室に設ける放熱設備をいう。) をいう。以下同じ。) の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p>	<p><u>(サウナ設備)</u></p> <p><u>第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備 (以下「サウナ設備」という。) _____ の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p>

(1) 省略

(2) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。

（住宅における火災の予防の推進）

第29条の7 君津市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) 省略

2 省略

（火を使用する設備等の設置又は廃止の届出）

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者（内容を変更しようとする者を含む。）は、あらかじめその旨を消防長に届け出て、審査を受けなければならない。

(1) ～(6) 省略

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

(7) 一般サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）

(7)の2 ～(15) 省略

(1) 省略

(2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。

（住宅における火災の予防の推進）

第29条の7 君津市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器_____その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) 省略

2 省略

（火を使用する設備等の設置又は廃止の届出）

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者（内容を変更しようとする者を含む。）は、あらかじめその旨を消防長に届け出て、審査を受けなければならない。

(1) ～(6) 省略

(7) サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）

(7)の2 ～(15) 省略

変更理由等（第2期君津地域広域廃棄物処理事業に係る変更契約）

- 1 変更理由 賃金及び物価等の上昇を原因としたサービス対価の変更請求に基づく協議による建設工事費の増額に加え、契約の相手方が資金調達を行うための追加融資に係る諸費用等の増額に対応するため。

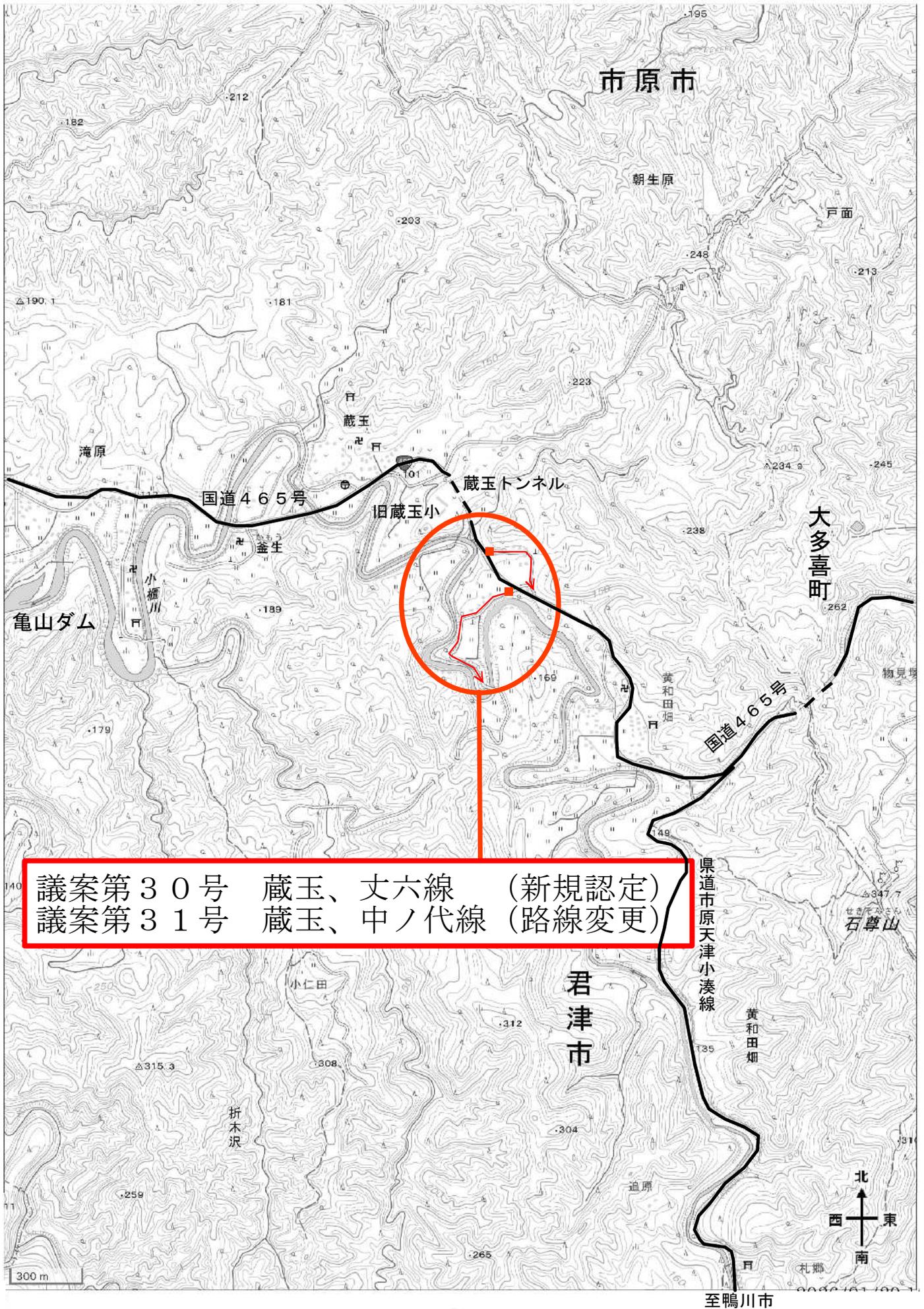
2 自治体別の負担割合及び概算費用

（単位：千円）

自治体名等	計画 処理量比	変更前 契約金額 (A)	変更後契約金額	
			増額分 (B)	契約金額 (A+B)
木更津市	37.91%	25,347,215	2,117,099	27,464,314
君津市	18.87%	12,616,775	1,053,803	13,670,578
富津市	11.57%	7,735,882	646,133	8,382,015
袖ヶ浦市	15.59%	10,423,716	870,630	11,294,346
鴨川市	7.98%	5,335,552	445,646	5,781,198
南房総市	6.60%	4,412,863	368,579	4,781,442
鋸南町	1.48%	989,551	82,651	1,072,202
自治体 負担分合計	100.00%	66,861,554	5,584,541	72,446,095
日本製鉄株式会社負担分		1,698,536	150,703	1,849,239
循環型社会形成 推進交付金		14,085,649	1,766,707	15,852,356
合計額		82,645,739	7,501,951	90,147,690

備考 上記の負担額は、令和9年度の計画処理量により算出した概算費用である。

位置図



市道認定路線図

議案第30号 蔵玉、丈六線（新規認定）
起点：蔵玉字丈六1304番1地先
終点：黄和田畑字曲戸55番3地先
延長：344.7m
幅員：6.7m～21.4m



市道変更路線図

議案第31号 蔵玉、中ノ代線 (路線の変更)
 起点 (旧) 黄和田畑字曲戸54番1地先
 (新) 黄和田畑字曲戸51番3地先
 終点 蔵玉字中ノ代1476番1地先
 延長 (旧) 676.6m 幅員: 4.2~8.0m
 (新) 619.6m 幅員: 4.2~8.0m



測点①

変更前起点：
黄和田畑字曲戸54番1地先

変更後起点：
黄和田畑字曲戸51番3地先

測点①

測点③

測点②

国道465号



測点②



測点③

終点：
蔵玉字中ノ代1476番1地先

50 m

